

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、1月27日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 経済支援 -

コロナ対策関連の融資を受けた方へ 特別利子補給制度（実質無利子）

コロナ対策関連の借入を行い、特定の条件に当てはまる事業者に対し、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

対象 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」等または商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月またはその後2か月のうち、いずれか1か月と前年または前々年同月の売上高、もしくは直近6ヶ月の平均と対応する前年度6ヶ月平均を比較して以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

期間 借入後当初3年間（最長）

補給対象貸付上限額 中小事業・商工中金等：3億円、国民事業6,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額です。

問合先（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570(060)515

（受付時間：9：00～17：00）

※申請方法等、詳細はお問い合わせいただくか、

（独）中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください▲



労働者に休業してもらった事業者の方へ

雇用調整助成金がオンラインで申請できます

労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った際に休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」が、オンラインで申請できるようになりました。

申請対象期間 令和3年2月末まで

申請方法 以下のURLまたは右のQRコードから申請▶



【URL】 <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

※記入方法などが以下のマニュアルにまとめられています。

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

問合先 ハローワーク泉大津 ☎0725(32)5181

経営についてお悩みの方へ

よろず支援拠点による無料経営相談

大阪府よろず支援拠点と共同で無料経営相談を行っています。専門のコーディネーターが総合的にサポートします。

日時 毎週月曜日の9：00～17：30（祝日は除く）

※1回1時間。相談方法に問わず要予約。

場所 市役所（本館2階）※電話、メールでの相談も可能です。

対象 高石市で事業を営まれている方や、高石市在住で事業を営まれている方

申込・問合先 経済課 ☎(275) 6149へ電話予約または市ホームページをご覧ください

（仮称）大阪府営業時間短縮協力金について

令和3年1月14日～2月7日まで営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等に対し、協力金を支給します。

対象 以下の要件を全て満たし、営業時間短縮要請を受けた飲食店等を有する事業者の方

①大阪府域に飲食店・遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けている店舗）を有する

②夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は11時から19時までとした

③令和3年1月14日～2月7日の25日間、営業時間短縮要請を遵守した

※準備期間の関係で1月18日から遵守した事業者も対象

④令和3年1月14日までに感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していた

⑤営業に関する必要な許認可等を取得していた

申請期間 令和3年2月8日から（予定）

支給額 1店舗あたり150万円（6万円×25日）

※1月18日から時間短縮を行った事業者は1店舗あたり126万円（6万円×21日）

申請方法 決定後、府ホームページにて案内します

問合先 （仮称）大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター ☎06(6210)9525

（受付時間：9：00～19：00／日曜・祝日を除く）

“感染防止宣言ステッカー”で店舗の安全を宣言！

店舗等の目立つところに掲示することで、安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。

※府のホームページから

登録できます▶



問合先 感染防止宣言ステッカーコールセンター ☎06(4397)3268

（受付時間：10：00～17：00）



▲ステッカーサンプル

- 生活支援 -

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3カ月間（収入の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合先 社会福祉課 ☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市 HP をご覧ください ▶



コロナの影響で働けなかった方へ 傷病手当金を支給します

市国民健康保険または府後期高齢者医療の加入者で次の対象の方が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

対象 勤務先から給与の支払いを受けている被用者

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374

後期高齢者医療担当 ☎(275)6392

コロナ差別をしない させない・許さない

- ・誰もが感染するリスクがあります。
感染者への誹謗中傷は許されません。
- ・医療・福祉に関わるすべての方に
感謝の気持ちを。
- ・正しい情報をもって配慮ある
人権尊重の行動に努めましょう。

法務省の人権擁護機関では、差別や虐待等の様々な人権問題について、電話やインターネットで相談を受け付けています。

▶ **みんなの人権 110 番**
☎0570(003)110

▶ **子どもの人権 110 番**
☎0120(007)110

▶ **女性の人権ホットライン**
☎0570(070)810

▶ **外国語人権相談ダイヤル**
☎(0570)090911

※高石市においても、人権擁護委員をはじめ、女性相談員、人権相談員が市民の皆様からのご相談を受け付けています。一人で悩まずにご相談ください。

問合先 人権推進課 ☎(275)6279

生活資金にお困りの方へ 各種資金支援をご活用ください

■緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）

貸付上限額 1世帯 20万円以内（特別な場合）

※その他の場合は 10万円以内。「特別な場合」の条件はお問い合わせください。

■総合支援資金（新型コロナウイルス感染症特例）

貸付上限額 単身世帯：月 15万円以内

複数世帯：月 20万円以内

貸付期間 原則 3ヶ月以内

▶ 共通内容

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少、または失業した方のいる世帯

受付期間 令和 3 年 3 月末まで

問合先 高石市社会福祉協議会 ☎(261)3656

ひとり親世帯臨時特別給付金を既に受け取った世帯の方へ ひとり親世帯臨時特別給付金の振込をご確認ください

ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）を 12 月 28 日に前回の給付金と同じ口座に振り込みましたのでご確認ください。

▶一度も給付金を申請されていないひとり親世帯の方へ

令和 3 年 2 月 15 日までに申請するをお願いします。

問合先 こども家庭課 ☎(275)6349

- 保険料の減免 -

各種保険料の減免について

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、次の対象の方は国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が減免されます。

対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）の令和 2 年中の収入が、令和元年中の収入と比べ減少が見込まれる方（要件あり）

※令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の収入減少については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免の対象とはなりません。

※申請には収入を証明する書類等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374

後期高齢者医療担当 ☎(275)6392

介護保険係 ☎(275)6329